

やまがた社会貢献基金（正式名：山形県社会貢献活動促進基金）

登録団体募集要項



やまがた社会貢献基金
Yamagata Social Contribution Fund

1 趣旨・目的

- 誰もが住み良い地域社会を県民みんなでつくるため、平成20年4月、社会や地域に貢献したいという思いを持った県民及び企業等からの寄附金と県の拠出金で「やまがた社会貢献基金」を創設し、社会や地域の課題解決に意欲的に取り組むNPO法人やボランティア団体等の活動を支援しています。
- この基金では、あらかじめ登録された団体が実施する事業の中から、県民等が支援したい団体を希望して寄附し、その希望を考慮して県が助成金を交付する制度があります。
- 支援先となる登録団体を募集しますので、ぜひ御応募ください。

2 登録制度の概要

- 登録審査を経て、登録された団体については、県がホームページや基金情報誌により県民の方々へ情報提供し、寄附を募集します。
 - ※ 県がNPOに代わって個別に寄附を募ることはなく、県が行うのは登録された団体の情報提供という形になります。
- 特定団体が実施する事業への支援を希望した寄附があった場合、その寄附を活用し登録団体が行う公益的な事業を助成金（団体支援助成金）により支援します。
 - ※ 助成対象となるのは、事業費であり、人件費や事務所賃貸料等の固定的な運営費は助成の対象外です（ただし、事業に従事した分の賃金は助成の対象となります）。
- 助成金の交付に当たっては、寄附者の意向を最大限尊重しますので、寄附者が支援を希望した事業を実施する団体が優先的に助成される見込みです。
 - ※ ただし、寄附の一部（5%程度）は、基金制度のPR、NPO向けの研修会の開催費など制度全般の推進費として使用されます。
- 登録の有効期間は、登録決定の日が含まれる年度の翌々年度末までとなります。
 - ※ ただし、期間満了後も再度申請していただくことが可能です。

3 登録手続き・要件

- 登録団体は、団体支援助成金を受けられるなどのメリットがありますが、県が仲介して県民の方々から広く寄附を募るものであることから、登録団体には一定の要件があり、申請手続きをしていただく必要があります。

(1) 団体の要件

登録申請できるのは、次の①～③のいずれかの団体です。

- ① 特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に定めるNPO法人のうち、次のすべての要件を満たすもの。
 - イ 主な事務所の所在地及び特定非営利活動（NPO法第2条第1項に規定する活動）を行う主な区域が山形県内であること
 - ロ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること

- ハ 直近2か年度の「総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合」の平均が50%以上であること
- ニ 事業実施に当たり、役員・社員等に対し特別の利益を与えていないこと
- ホ 事業実施に当たり、営利事業者又は特定の個人・団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他特別の利益を与える行為を行っていないこと
- ヘ 県税及びその他租税を滞納していないこと
- ト 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと
- チ 暴力団関係者の統制下の団体でないこと、役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと

※暴力団及びその構成員（暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者を含む）については、NPO法第12条、第20条で除外されています。

※暴力団関係者

- (ア) 所属団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団の構成員等を利用している者
- (イ) 暴力団又は暴力団の構成員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (ウ) 暴力団又は暴力団の構成員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (エ) 暴力団又は暴力団の構成員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

- リ NPO法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）のすべてを所轄庁（県又は県から事務処理権限の移譲を受けた市町）に提出していること

② 特定非営利活動を行う法人格のないボランティア団体のうち、次のすべてを満たすもの。

- イ 上記①のイからトまでの要件
- ロ 営利を目的としないこと
- ハ 申請年度を含めて過去5か年度以内に山形県内の行政機関と協働事業（補助、委託又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っている団体であること
- ニ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備している団体であること
- ホ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- ヘ 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下の団体でないこと
- ト 役員には、各役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないこと又は親族関係の役員（当該役員、その配偶者及び三親等以内の親族）が役員総数の1/3を超えていないこと
- チ 団体の役員の全員が次に該当しないこと
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から

2年未満の者

- ・ NPO法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
- ・ 暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者を含む）・関係者
- ・ 設立認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から2年未満の者

③ 特定非営利活動を行うために、上記①及び②により登録された団体が連合して構成した団体のうち、次のすべてを満たすもの。

- イ 主な事務所の所在地及び特定非営利活動を行う主な区域が山形県内であること
- ロ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること

(2) 登録申請

- 上記(1)の要件を満たし、登録を希望する団体は、次の書類を1部作成し、申請してください。申請書は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課まで、郵送又は持参してください。

なお、申請は随時受け付けますが、登録の更新をする際は、有効期間満了日の1か月前までに申請してください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された申請書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

- 団体役員名簿について（様式第5号）

基金では、申請団体が上記(1)の要件（①‘チ’、②‘へ’）を満たしているかを確認するため、団体の役員について県警察本部に照会します。

そのため、役員名簿には氏名や住所、生年月日等を記載していただく必要がありますので、あらかじめ御了承ください。

① NPO法人の場合

- イ 山形県社会貢献活動促進基金団体登録申請書 （様式第2-1号）
- ロ 団体概要書 （様式第2-2号） ●
- ハ 法第29条に基づき、毎年所轄庁へ提出する次の書類の写し
（ただし、申請時において既に県に提出している場合は添付不要）
 - (イ) 直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書 ●
 - (ロ) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書類
- ニ 団体目的等についての確認書 （様式第3号）
- ホ 直近の役員名簿 （様式第5号）
- へ 活動写真や活動状況を紹介した記事、団体広報誌など活動内容の分かるもの（A4判片面3枚まで）

② ボランティア団体の場合

- イ 山形県社会貢献活動促進基金団体登録申請書 (様式第2-1号)
- ロ 団体概要書 (様式第2-2号) ●
- ハ 団体の規約、会則等 ●
- ニ 直近2か年度の活動報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの ●
- ホ 山形県内の行政機関との協働事業における契約書又は交付決定通知書の写し
- ヘ 団体目的等についての確認書 (様式第3号)
- ト 団体役員に関し、成年被後見人等に該当しないことについての確認書 (様式第4号)
- チ 団体の役員名簿 (様式第5号)
- リ 団体の会員名簿
- ヌ 活動写真や活動状況を紹介した記事、団体広報誌など活動内容の分かるもの (A4判片面3枚まで)

③ 連合体の場合

- イ 山形県社会貢献活動促進基金団体登録申請書 (様式第2-1号)
- ロ 団体概要書 (様式第2-2号) ●
- ハ 団体の規約又はこれに準ずるもの ●
- ニ 団体の構成団体名簿 ●
- ホ 団体目的等についての確認書 (様式第3号)
- ヘ 活動写真や活動状況を紹介した記事、団体広報誌など活動内容の分かるもの (A4判片面3枚まで)

※ 様式第2-1号～第5号については、末尾に記載したホームページからダウンロードできます。

(3) 登録審査・登録決定

- 審査は、申請団体が登録要件を満たしているか、寄附者へのPRで掲げた内容と団体の設立目的が合致しているか等の観点から審査します。
また、審査結果については、各団体に通知します。
- 登録された団体については、基金のホームページや基金情報誌に掲載し、県民の方々から寄附金を募ります。
ホームページ等に掲載する情報は、「(2) 登録申請」で申請書類として示したもののうち、●のついた書類を原本のまま、あるいは加工して公表します(NPO法人の場合は、県に届けられている定款も併せて公表します)。
また、登録団体には、県民の方々あるいは寄附者への情報提供等にあたり、県から協力を求める場合があります。

4 登録後の手続き等

- 助成を希望する登録団体は、あらためて事業企画提案書を提出していただくことになります。
企画提案については、「山形県NPO推進委員会」に諮り、審査します
(審査予定時期：5月、8月、2月)。なお、審査会では原則として、提案内容を

団体から直接説明していただきます。

審査は、申請内容が寄附者へのPRで掲げた内容と合致しているか、事業費は妥当か等の観点から審査します。

※ 詳しい要件等については、「やまがた社会貢献基金団体支援助成事業募集要項」をご覧ください。

- 活動状況を把握するため、登録団体には、寄附の有無にかかわらず、毎年度、事業報告書等を提出いただきます（NPO法人の場合は、NPO法の規定による所轄庁への事業報告書等提出義務がありますので、本報告は省略します）。

※ 詳しい要件等については、「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」をご覧ください。

◆提出先（問い合わせ先）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課（山形県庁2階）

〔電 話〕 023-630-2122（直通）

〔ファクシミリ〕 023-625-8186

〔ホームページ〕 <https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/npo/kikin/shakaikouken/index.html>